

1. 実施方針に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	1	第1章			土壌汚染対策工事の工事内容、仕様に関する情報についてご提示ください。	別途、要求水準書を提示する予定です。
2	6	第2章	1	(12)1(7)②	「②本市が提示する調査結果以外に必要な事前調査」とありますが、具体的に何を指すのでしょうか。	福島市で実施した調査や測定のデータは提供いたしますが、工事施工にあたり部分的に行う地質調査や測量等を想定しています。
3	6	第2章	1	(12)1(7)③	本施設の建設に関する業務の③に「本市への引継業務等の近隣初動対応（民間事業者が対応すべき範囲）」とは具体的にどのような業務かご教示下さい。	例えば、住民から直接工場従業員にクレームが発生した場合のクレーム内容の聞き取りや簡易なクレーム対応など本市へクレームを引き継ぐまでの対応を想定しています。
4	7	第2章	1	(12)2(7)⑤	既存あぶくまクリーンセンターからヘルシーランド福島へ、熱供給（あるいは電力供給）等がなされているものと推察しますが、既存の供給配管やケーブルが事業用地内に敷設されている場合、本工事との干渉を回避するための仮設切替工事は、貴市にてご対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、工事期間中、機能維持するものは現工場からヘルシーランド福島への蒸気配管があります。その蒸気配管は本工事後半に撤去後、外構工事を施工していただくこととなります。なお、蒸気配管は配管ピット内にありますが、車両の通行等により破損の恐れがある場合には養生願います。
5	7	第2章	1	(12)2(7)⑥	⑥事業者工事範囲外の関連工事の中に「旧破碎工場解体工事」とありますが、屋内ゲートボール場の解体も同様に事業者工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。添付資料1では撤去済みとする旨の記載があります。	ご理解のとおりです。
6	7	第2章	1	(12)2(7)⑥	⑥事業者工事範囲外の関連工事の中に「電波障害対策工事」とありますが、電波障害調査も同様に事業者工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	7	第2章	1	(12)2(7)⑥	⑥事業者工事範囲外の関連工事の中に「周辺道路整備工事」とありますが、工事内容についてご提示ください。	市道側の舗装工事を想定しております。
8	7	第2章	1	(12)2(7)⑥	⑥事業者工事範囲外の関連工事の中に東北電力引込工事の記載がありませんが、事業者工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。受電設備（ガントリー）までが事業者工事範囲となります。
9	7	第2章	1	(12)2(イ)②	②受入・計量業務の中に、プラットホーム（誘導、ダンピングボックス監視、清掃等）及び可燃性粗大破碎機の業務は含まれていると考えてよろしいでしょうか。	含まれていません。プラットホーム及び可燃性粗大破碎機の業務は、事業者が行う業務となります。
10	7	第2章	1	(11)	受付・計量業務には、ストックヤードも含まれると理解してよろしいでしょうか。	ストックヤードに係る受付・計量業務は本市が実施します。
11	7	第2章	1	(12)2(イ)⑩	貴市が行う業務範囲は、買電を除く全ての資源化工場及びヘルシーランド福島の運営管理との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、両施設への送電は事業者がおこないます。また、資源化工場の排水については、本施設の排水処理施設で処理していただくこととなります。
12	8	第2章	1	(14)	「売電収入は本市に帰属するものとするが、民間事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う」とありますが、売電収入に関して、事業者の努力により計画以上に売電量が增加した場合、事業者に対するインセンティブの付与はあるのでしょうか。また、売電単価を算出するにあたりバイオマス比率をご教示いただけないでしょうか。	インセンティブの付与はありません。あぶくまクリーンセンターは、売電を行ってない為、バイオマス比率は、算出しておりませんが、試算の結果は次のとおりです。 過去3年間（R1～R3）の平均値は、57.7%です。

1. 実施方針に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
13	8	第2章	1	(14)	資源化工場及びヘルシーランド福島への送電条件や電路ルート・仕様については、公告にてお示しただけと考えてよろしいでしょうか。特に、資源化工場への電路については、既設工場敷地内を通過すると考えますので、運転に支障のない方法も踏まえて送電条件や電路ルート・仕様を公告時に開示頂けますようお願いいたします。	公告時に提示します。
14	8	第2章	1	(14)	電気により温水をつくり、福島ヘルシーランドへ供給することも検討しているとのことですが、内容は公告にてお示し頂けると考えてよろしいでしょうか。また、蒸気による温水供給についても検討中と考えてよろしいでしょうか。	公告時に提示します。
15	8	第2章	1	(17)	本整備境界付近までの資源化工場からのプラント排水配管敷設は事業者業務対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	8	第2章	1	(17)1)	旧破碎工場解体工事の期間が令和5年7月～令和6年7月となっておりますが、旧破碎工場解体工事と並行して本事業の工事が施工可能という理解でよろしいでしょうか。	旧破碎工場解体期間中は、実施設計期間とし、現地着工は旧破碎工場解体工事後とさせていただきます。
17	8	第2章	1	(17)2)	「東側市道狭隘部分改良工事」とありますが、具体的にはどの部分になりますでしょうか。	南側県道接続部分付近です。
18	8	第2章	1	(17)4)	「東側市道舗装改良工事」とありますが、具体的にはどの部分になりますでしょうか。また、その間のごみ搬入ルートはどのようになりますでしょうか。	路肩未舗装部分です。ごみ搬入ルートの変更は予定しておりません。
19	9	第3章	2	⑮	⑮提案書審査書類の受付日程が令和5年3月上旬とありますが、提案書作成期間が4か月と非常に短いため、作成期間確保のため、3月中旬以降に見直しいただくことは出来ないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
20	9	第3章	2	⑰⑱	優先交渉権者の決定・公表が令和5年7月上旬、仮契約締結が令和5年8月下旬となっておりますが、特別目的会社(SPC)設立のための時間を確保するため、仮契約締結時期については令和5年9月上旬以降としていただけないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
21	13	第1章	4	(2)	第3章4. (2)応募者等の参加要件1)を満たせば2)各業務を行う者の要件以外の企業も協力企業となる事が出来ると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	14、15	第3章	4	(2)	本事業のような大規模公共事業の場合には、入札公告前に入札参加資格の追加登録手続きをお認め頂く場合が多数ございます。幅広く応募者を募るという観点からも、本事業においても入札参加資格の業種登録の追加手続きを認めて頂けないでしょうか。	今回の事業に伴っての追加登録は認められません。
23	14	第3章	4	(2) 2)	JVの運営形態（共同施工方式又は分担施工方式）及び組員数は任意とするとありますが、「②本施設の建築物等の建設を行う者（A）」と「③本施設の建築物等の建設を行う者（B）」が甲型JVを組成し、その甲型JVと「④本施設のプラントの設計・建設を行う者」が乙型JVを組成することは可能と理解してよろしいでしょうか。全国的にもごみ処理施設建設に係る異業種のJVを組成する場合には一般的な形態と認識しております。	P14に記載のとおり運営形態は任意とします。

1. 実施方針に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
24	14	第3章	4	(2) 2)	「JVは、①から④を含む構成とする」とありますが、既に①から④の要件を満たす企業でJVを組んでいる場合、①から④の要件を満たさない企業がそのJVに参加することは可能でしょうか。 (A社、B社、C社、D社の4社でJVを組む場合、A社・B社・C社で①から④の要件を満たしていれば、D社は①から④の要件を満たす必要は無いと考えて良いでしょうか)	可能とします。
25	14、15	第3章	4	(2) 2) ①～⑤	入札参加資格申請から現地着工まで相当な期間があり、入札参加資格申請時に配置する技術者を特定することは困難なため、参加資格審査書類には記載要件の技術者を配置する誓約書をご提出するということがよろしいでしょうか。	配置の可能性のある技術者を複数提出することとさせていただきます。
26	14	第3章	4	(2) 2) ②(エ)	「建築物等の建設業務を実施する企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設(焼却工場)の建設を担当した実績があること。」とありますが、実績については元請(JV含む)という理解でよろしいでしょうか。	JVを構成し、かつ、「②本施設の建築物等の建設を行う者(A)の要件」を全て満たす1者が(エ)の実績要件を満たす必要があります。
27	14	第3章	4	(2) 2) ③	本施設の建築物等の建設を行う者(B)について、参加社数の制限はありますか。	ありません。
28	14	第3章	4	(2) 2) ③ (ウ)	本施設の建築物等の建設を行う者(B)の要件が「上記(イ)業種の本市資格総合点数が参加資格確認基準日において【建築工事】が1,000点以上であること」となっていますが、入札参加資格者名簿におけるSランクは950点以上かと思えます。より多くの地元企業が参加する機会を作るためにも、総合点数を950点以上としてもらえないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
29	14. 15	第3章	4	(2) 2) ②(ウ) (2) 2) ③(エ)	配置技術者について、申請時の配置予定技術者を建設工事着工時に別の技術者へ変更は可能でしょうか。 又、技術者の専任で配置する時期は建設工事着工時期でよろしいでしょうか?	前段は、No. 25を参照してください。 後段は、ご理解のとおりです。
30	15	第3章	4	(2) 2) ③ (エ)	本施設の建築物等の建設を行う者(A)と同(B)の要件にて「建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。」とありますが、建設業法上は本施設の建築物等の建設を行う者(B)は主任技術者を専任で配置すれば良いと理解しています。また、地元企業においては雇用する技術者に限りがあるため、「主任技術者を専任で配置できること。」として頂けませんでしょうか。 その場合においても監理技術者については本施設の建築物等の建設を行う者(A)および本施設のプラントの設計・建設を行う者の2名を配置することとなりますので、品質の確保・安全性の観点からも問題無いものと考えます。	実施方針のとおりとします。

1. 実施方針に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
31	15	第3章	4	(2) 2) ⑤	「(ア) 令和4年度の本市入札参加資格(業務委託業種:設備等捕手管理業務又はその他業務)の登録がされた者であること」との記載がありますが、プラントメーカーが業務委託の入札参加資格に登録されていない場合もありますので、当該条件を「令和4年度の本市入札参加資格者名簿に登録されていること」に変更して頂けないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
32	15	第3章	4	(2) 2) ⑤	本施設の運営・維持管理業務を複数者で行う場合、複数者で全ての要件を満たすことで良いと理解してよろしいでしょうか。	1者は必ず全ての要件を満たすものとしてください。
33	15	第3章	4	(2) 2) ⑤ (ウ)	「1炉あたり60t/日以上かつ構成が2系列以上の施設(1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。)」と記載がありますが、2系列以上ある施設において1系列のみが当該条件をクリアしていれば良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	20	第5章	1	6)	「全敷地面積」とはどの部分になりますでしょうか。また、建築基準法上の敷地はどの部分になりますでしょうか。敷地の状況を把握できる図面等のご提示ください。	公告時に提示します。
35	添付資料1	-	-	-	全体配置図を作成するにあたり、敷地境界・建築物限界範囲を含む、事業計画地のCADデータをご提供いただけませんか。	公告時に提供します。
36	添付資料1	-	-	-	事業実施区域について、既存物の解体後の図面、着工時の敷地高低差を含む図面資料をご提示ください。	公告時に提示します。
37	添付資料1	-	-	-	撤去済みの内容の中に公衆トイレや街路灯の記載がありませんが全て撤去済みと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	添付資料1	-	-	-	撤去完了図をご提示ください。	公告時に提示します。
39	添付資料1	-	-	-	<工事開始時の施工条件> 建築物、舗装等、樹木は撤去される予定とのことですが、地中に残置される構造物・設備は存在しない、と考えてよろしいでしょうか。	今回、発注の解体工事では、基礎等を含め全て撤去しますが、解体済みの旧施設の基礎等が残存している可能性があります。その内容については、公告時に提示します。蒸気配管は残置します。
40	添付資料1	-	-	-	<工事開始時の施工条件> 現状及び工事開始時点での事業実施区域に対するユーティリティ(電気、ガス、上水等、排水、通信、雨水排水 ほか)の引込・取合点についてご提示ください。	電力引込位置は、敷地北東の旧破砕工場部分とし、当該場所に受電設備(ガントリー)を設置してください。ガントリーが本市と電力会社との責任分界点となります。上水の取合点は、敷地南東角に設置する予定です。公共用水域への放流水の取合点は、南西角付近の既設最終樹となります。詳細は公告時に提示します。
41	添付資料1	-	-	-	<工事開始時の施工条件> 現焼却工場側の現状及び工事開始時点での事業実施区域に対するユーティリティ(電気、ガス、上水等、排水、通信、雨水排水 他)の引込・取合点についてご提示ください。	公告時に提示します。

1. 実施方針に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
42	添付資料3	リスク分担(案)	共通	No. 21	経済リスクの物価変動について、「一定範囲内の物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク」は事業者負担とされています。 「一定範囲内」については、入札公告時にお示し頂ける契約書(案)にて具体的な数値をご提示頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	添付資料3	リスク分担(案)	共通	No. 21	リスク分担(案)の経済リスク「物価変動」No. 21について、「一定範囲内」の物価変動による事業者の費用増減に関するリスクは事業者負担とありますが、一定範囲内の指標として使用される公共変動指数は、昨今の急激な物価変動状況がリアルタイムに反映されていない事で市場状況と大きな開きが発生しているため、リスク分担は市として見直しいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
44	添付資料3	リスク分担(案)	共通	No. 25	不可抗力リスクにおいて「計画段階で・・・施設の損害、運営・維持管理業務の変更・中止」とありますが、不可抗力リスクには、建設工事期間中に発生した自然災害等も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	添付資料3	リスク分担(案)	共通	No. 25	不可抗力リスクに、新型コロナウイルス感染症等についても、その内容によっては不可抗力としていただけないでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響により通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・運営・維持管理等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」によるものとして、協議にて詳細を決定するものとします。
46	添付資料3	リスク分担(案)	共通	No. 25	不可抗力リスクのリスク分担者として、事業者が従負担として記されていますが、具体的な割合等は入札公告時にお示し頂けるものと理解して宜しいでしょうか。 一般的には係る費用の総額のうち、請負金額の1/100までが事業者の負担割合であると理解しています。	公告時に提示します。
47	添付資料3	リスク分担(案)	共通	No. 25	不可抗力リスクの事業者負担である△の内容をご教示下さい。	一部、事業者においてリスクを負担いただくことを示すものです。
48	添付資料3	リスク分担(案)	共通	No. 26	市が実施した測量・地質調査等について、その内容をご提示ください。	公告時に提示を予定しております。
49	添付資料3	リスク分担(案)	建設段階	No. 41	「事業者が実施する工事監理の不備による工事内容・工期等が変更される場合。」のリスク分担が「事業者：○」となっておりますが、この工事監理とは建築士法第2条第1項の8に規定されるものを意図しているのでしょうか。 その場合、P. 7に 2)本市が行う業務 ④監理業務(別途発注予定)とあるように工事監理は貴市(建築主)の所掌範囲であるため、「市が」実施する工事監理の不備による工事内容・工期等が変更される場合。」のリスク分担は「市：○」という理解でよろしいでしょうか。	事業者が行う工事監理によるものであり、本市が行う工事監理とは別なものです。
50	添付資料3	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	No. 46	処理不適物の混入に関する善管注意義務とは、合意したマニュアルに準拠していることを基本とすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

1. 実施方針に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
51	添付資料3	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	No. 54	ごみ等の質・量の変動リスクについて、変動が軽微な場合は、事業者のリスクですが、軽微であってもごみ質が計画外となった場合のリスクは、貴市負担でお願いします。	ご意見として承ります。
52	添付資料3	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	No. 54	ここでいうごみ量・質の変動が軽微な場合とは、要求水準に示されたごみ量・質を逸脱する場合と考えてよろしいでしょうか。	要求水準に示されたごみ量・質を大きく逸脱しない場合のことです。 リスク分担表No. 53、No. 54のとおりです。
53	添付資料3	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	No. 54	ごみ等の質・量に関するリスクについて、「当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量の変動が軽微な場合。」は事業者負担とされています。「軽微な場合」については、入札公告時にお示し頂ける契約書(案)にて具体的な数値をご提示頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	添付資料3	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	No. 55	市の帰責事由又はごみの質・量の変動・物価変動以外の要因に…とは、事業者の帰責事由起因との理解でよろしいでしょうか。また、通常予見可能な範囲外の疫病、感染症、伝染病などの大流行や戦争(宣戦の有無にかかわらず)、テロ、革命、急激な政変、労働力・資材・資源等の世界的な供給不足などに起因する著しい経済情勢の変動などについては、不可抗力との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、リスク分担表No. 20、No. 21のとおりです。
55	添付資料4	-	-	-	「民間事業者業務範囲 運営・維持管理」として焼却灰・飛灰および有価物の計量が範囲内として記されていますが、一方で、要求水準書(案)運営・維持管理業務編においては受付・計量業務は貴市の業務範囲としてご記載がございますため、添付資料4における計量業務は民間事業者の業務範囲外であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 添付資料4中の緑線の範囲は、民間事業者側の設計・建設を行う範囲を、青線の範囲は、民間事業者側の運営維持管理の範囲を示しております。
56	添付資料4	-	-	-	<福島市および民間事業者の業務範囲> 電力事業者との電力需給に関して、特別高圧回線の取合い点、引込方法・位置についてのお考えについて、ご提示ください。(架空引込・地中管路、鉄塔の設置位置、事業区域の内外等)	電力引込は架空とし、電力引込位置は、敷地北東の旧破碎工場部分としますので、当該場所へ受電設備(ガントリー)を設置してください。ガントリーが本市と電力会社との責任分界点となります。
57	添付資料5	-	-	-	特高電源引込に関する引込負担金は事業者で織り込みと思いますが、織り込むべき金額等は市よりご提示いただけますでしょうか。	特高引込負担金は本市負担とします。
58	添付資料5	-	-	-	資源化工場及びヘルシーランド福島のユーティリティ(電気、買電)の契約者及び料金支払者が事業者とありますが買電電力量は、資源化工場、ヘルシーランド福島側の運営・維持管理計画に拠る影響が大きいため貴市所掌としていただけないでしょうか。事業者所掌の場合は、各社の買電に関する評価基準を同じにするため、資源化工場及びヘルシーランドの年間買電量をご提示いただけないでしょうか。	前段については、実施方針のとおりとします。 後段については、公告時に提示します。

1. 実施方針に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
59	添付資料5	-	-	-	<キューティリティーに関する契約者および料金支払者> 資源化工場およびヘルシーランド福島向けの電気・買電が事業者となっています。織り込むべき料金等についてご提示ください。	No. 58を参照してください。
60	添付資料5	-	-	-	焼却工場の売電欄に「事業者」の記載がありますが、要求水準書（案）運営・維持管理業務編P16に「売電に係る契約の契約者は本市とし、売電収入の帰属先は本市とする。」と記載があることから「本市」が正という理解でよろしいでしょうか。	売電契約は事業者とします。また、売電収入は本市帰属とします。公告時に要求水準書（案）運営・維持管理業務編は修正いたします。
61	添付資料5	-	-	-	添付資料5では焼却工場における売電の契約者が事業者となっています。一方、要求水準書（案）運営・維持管理業務編16ページ（第6節）には「電気事業者との契約については、買電に係る契約の契約者は運営事業者、売電に係る契約の契約者は本市として、売電収入の帰属先は本市とする」との記載があります。売電に係る契約の契約者は貴市または事業者のどちらになるかご教示頂けますでしょうか。	売電に係る契約者は事業者とします。 No. 60を参照してください。